

福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成 29 年 9 月 26 日

貝塚市長

貝塚市条例第 25 号

福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例

(貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年貝塚市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 社会保険各法 規則で定める社会保険に関する法律をいう。

第 3 条第 1 項中「子ども」の次に「であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による被保険者又は社会保険各法による被扶養者」を加え、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、全額公費負担を受けることができる者

第 3 条第 3 項中「次の各号のいずれかに該当する」を「貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和 55 年貝塚市条例第 13 号）の規定により医療費の助成を受けることができる」に改め、各号を削る。

第 4 条を次のように改める。

(医療費の助成)

第 4 条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養に係る給付を含み、生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者の保護者が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の保護者が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

(3) 対象者又は対象者の保護者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第 1 項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うこ

とによって行う。ただし、第6条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第6条を削る。

第6条の2の見出し中「交付申請等」を「申請」に改め、同条第1項中「前条の規定にかかわらず、次条第2項の規定により医療費の助成」を「この条例の適用」に、「子ども」を「対象者」に改め、「保護者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「医療証の交付を」を「あらかじめ」に改め、同条第2項中「あったとき」を「あった場合に」に、「資格を有すると認める」を「医療費の助成を受けることができる者であることを確認した」に、「当該申請を行った保護者に対して」を「申請者に規則で定める」に、「交付する」を「交付するものとする」に改め、同条を第6条とする。

第7条を削る。

第7条の2中「第6条の2の規定により」を削り、「受けた対象者の保護者」を「受けている者(以下「受給者」という。)」に、「契約医療機関等」を「大阪府内に所在地を有する医療機関」に、「医療費の助成に係る医療」を「第4条第1項の規定の適用」に、「当該医療証」を「当該医療機関に医療証」に改め、同条を第7条とする。

第7条の3を削る。

第8条第1項中「対象者」を「受給者」に改め、「その限度において」を削り、「額の」を「医療費の」に改め、「助成した」の次に「医療費の」を加え、同条第2項を削る。

第9条に次の1項を加える。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第10条中「により」の次に「医療費の」を加え、「又は一部を返還させる」を「若しくは一部の返還又は支払を請求する」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(届出の義務)

第11条 受給者の保護者は、受給者又は受給者の保護者の住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年貝塚市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生活の安定と」を「健康の保持、生活の安定及び」に、「もつて」を「もって」に改める。

第1条の2第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条第3項中「あつて」を「あって」に改める。

第2条第1項中「住所」を「居住地」に、「のうち、次に掲げる者」を「であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに掲げるもの」に改め、同条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
- (3) 貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年貝塚市条例第31号）又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年貝塚市条例第27号）の規定により医療証の交付を受けている者

第2条第2項第4号中「及び」を「又は」に、「指定障がい児入所施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第2条の2第1項第1号中「前年（」を「前年の所得（各年の」に、「あつて」を「あつて」に改め、「前々年」の次に「の所得」を加え、「」の所得が」を「」が」に改め、同条第2項中「震災」を「前項の規定にかかわらず、震災」に、「又は規則で定めるその他の財産」を「、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）」に改め、「受けた者」の次に「（以下「被災者」という。）」を加え、「10月」を「10月31日」に、「前項」を「その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項」に改め、同条第3項中「、所得」を「及び所得」に改める。

第3条第1項中「規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は」を削り、「（昭和33年法律第192号）」を「、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「、療養費」の次に「、訪問看護療養費」を加え、「（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費」を「、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「食事の提供たる療養」を「食事療養若しくは生活療養」に改め、「係る給付」の次に「又は精神病床への入院に係る給付」を加え、「対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であった者を含む。）」を「対象者等」に改め、「控除した額」の次に「（以下「助成額」という。）」を加え、「ひとり親家庭医療費として」を削り、同条第2項第1号中「国」を「他の法令の規定により国」に、「療養」を「医療」に、「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項第2号中「支払った」を「支払った」に、「又は定款」を「、定款等」に、「もつて」を「もつて」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことによつて行う。ただし、次条第1項の規定による申請のあった日から同条第2項の医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第3条第4項を削る。

第4条第1項中「ひとり親家庭医療費の助成」を「この条例の適用」に改め、同条第2項中「に基づいて、ひとり親家庭医療費」を「があった場合には、その資格を審査し、医療費」に改める。

第5条の見出し中「開始」を「適用」に改め、同条第1項中「ひとり親家庭医療費」を「第3条の規定による医療費」に、「のあった日の属する月の初日」を「があった日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が配偶者と離別し、若しくは死別し、又は扶養義務者と生計を同じくしなくなったときは、これらの事由が生じた日又は申請があった日の属する月の初日のいずれか遅い日から助成するものとする。

第5条第2項中「なかつた」を「なかった」に、「ひとり親家庭医療費」を「医療費」に改め、「の属する月の初日」を削る。

第6条中「受けた」を「受けている」に、「第3条第3項」を「大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項」に、「契約医療機関等」を「当該医療機関」に改める。

第7条中「その価額の限度において、ひとり親家庭医療費」を「第3条の規定により助成すべき医療費」に、「ひとり親家庭医療費の額」を「医療費の額」に改める。

第9条を削る。

第8条中「ひとり親家庭医療費」を「医療費」に、「受けた者」の次に「又は前条の規定に違反した者」を加え、「から」を「に対し」に、「又は」を「若しくは」に、「を返還させる」を「の返還又は支払を請求する」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

第10条中「その他」を「その他の」に、「あつた」を「あつた」に、「市長」を「規則で定めるところにより、速やかに市長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第11条中「について」を「に関し」に、「規則」を「規則」に改め、同条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のために必要があるときは、申請者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関して受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が正当な理由なしに前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

附則に次の1項を加える。

(貝塚市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条第 2 項第 3 号の規定の適用については、同号中「又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年貝塚市条例第 27 号）」とあるのは「若しくは貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年貝塚市条例第 27 号）又は福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 29 年貝塚市条例第 25 号）附則第 6 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年貝塚市条例第 28 号）」と読み替えるものとする。

（貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 3 条 貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年貝塚市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例

第 1 条中「身体障害者及び知的障害者」を「重度障害者」に、「もつて」を「もって」に改める。

第 2 条第 1 項中「あつて」を「あつて」に改め、「〔社会保険各法〕という。）」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」を加え、同項第 1 号中「障害程度」を「障害の程度」に、「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の表の 1 級に該当するもの

（4）難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項に規定する医療受給者証（以下「特定医療費（指定難病）受給者証」という。）又は特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和 48 年厚生省衛発第 242 号）に基づき都道府県知事が交付する受給者証（以下「特定疾患医療受給者証」という。）を所持する者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表の 1 級第 9 号に該当するもの（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 2 条第 1 項に規定する障害児であつて、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 3 の 1 級第 9 号に該当するもの

第 2 条第 2 項中「該当する者」を「該当するもの」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項第 1 号中「保護を受けている者」を「被保護者」に改め、同項第 2 号中「（昭和 22 年法律第 164 号）」を削り、同項第 3 号中「又は社会保険各法の」を「、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の」に、「若しくは組合員であつた」を「又は組合員であつた」に、「社会保険各法に」を「社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に」に、「若しくは加入者組合員であつた」を「又は加入者であつた」に改め、同項第 4 号中「貝塚市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年貝塚市条例第 28 号）による老人医療費の助成」を「貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和 55 年貝塚市条例第 13 号）又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年貝塚市条例第 27 号）の規定により医療証の交付」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5

条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）（貝塚市の区域外に所在するものに限る。）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）（貝塚市の区域外に所在する障害児入所施設に限る。）に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。第 4 項において同じ。）であって、当該施設に入所した際に貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、前項の規定にかかわらず、同項の対象者とみなして、この条例による助成を行うものとする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 障害者支援施設（貝塚市の区域内に所在するものに限る。）又は児童福祉施設（貝塚市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。）に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であって、当該施設に入所した際に貝塚市の区域外に住所を有していたと認められるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。

第 2 条の 2 第 1 項中「前年」の次に「の所得」を加え、「受けることになる」を「受けようとする」に、「あつて」を「あって」に改め、「前々年」の次に「の所得。以下同じ。」を加え、「の所得」を削り、「規則に」を「規則で」に改める。

第 3 条の見出しを「(医療費の助成)」に改め、同条第 1 項中「国民健康保険法又は社会保険各法」を「、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「、療養費」の次に「、訪問看護療養費」を加え、「(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）」及び家族療養費」を「、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「食事の提供たる療養」を「食事療養若しくは生活療養」に改め、「係る給付」の次に「又は精神病床への入院に係る給付」を加え、同条第 2 項第 1 号中「国」を「他の法令の規定により国」に、「療養」を「医療」に、「が行われる」を「を受けることができる」に改め、同項第 2 号中「支払った」を「支払った」に、「もつて」を「もつて」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市が第 1 項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことによつて行う。ただし、次条第 1 項の規定による申請のあった日から同条第 2 項の医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

(医療証の申請)

第 4 条 この条例の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があった日（以下「申請日」という。）から開始する。ただし、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請日の属する月の初日又は当該各号に掲げる申請者の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか遅い日から助成するものとする。

- (1) 申請日以後に身体障害者手帳を交付される者 身体障害者手帳に記載される交付日
- (2) 申請日以後に療育手帳（療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳をいう。以下同じ。）を交付される者 療育手帳又は判定書に記載される判定日
- (3) 申請日以後に精神障害者保健福祉手帳を交付される者 精神障害者保健福祉手帳に記載される交付日
- (4) 申請日以後に特定医療費（指定難病）受給者証を交付される者 特定医療費（指定難病）受給者証に記載される有効期間の開始日
- (5) 申請日以後に特定疾患医療受給者証を交付される者 特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日

第6条を削る。

第7条中「受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）を「受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府内に所在地を有する医療機関」に、「療養」を「、第3条第1項の規定の適用」に、「医療証を」を「当該医療機関に医療証を」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「、その価額の限度において」を削り、同条を第7条とする。

第10条第1項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に、「、その他」を「その他」に、「あった」を「あった」に改め、同条第2項中「医療証の交付を受けた者」を「受給者」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条の見出し中「不当利得」を「不正利得」に改め、同条中「により」の次に「医療費の」を加え、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第14条とし、同条の前に次の3条を加える。

(事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のために必要があるときは、申請者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第12条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関して受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第13条 市長は、受給者が正当な理由なしに前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

(貝塚市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条第 3 項第 4 号の規定の適用については、同号中「又は貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年貝塚市条例第 27 号）の規定により医療証の交付を受けることができる者」とあるのは「若しくは貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年貝塚市条例第 27 号）の規定により医療証の交付を受けることができる者又は福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 29 年貝塚市条例第 25 号）附則第 6 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年貝塚市条例第 28 号）の規定により医療証の交付を受けている者」と読み替えるものとする。

3 平成 30 年 7 月 31 日において福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 29 年貝塚市条例第 25 号）附則第 6 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年貝塚市条例第 28 号）の規定により医療証の交付を受けている者については、第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に規定する対象者と認められる場合、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 8 月 1 日に同項の規定による申請があったものとみなす。

（貝塚市老人医療費の助成に関する条例の廃止）

第 4 条 貝塚市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年貝塚市条例第 28 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第 2 条 次の各号に掲げる行為については、施行日前においても行うことができる。

（1）第 1 条の規定による改正後の貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例」という。）第 6 条の規定による申請の手續その他の行為

（2）第 2 条の規定による改正後の貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。）第 4 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定による申請等の手續その他の行為

（3）第 3 条の規定による改正後の貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新障害者医療費助成条例」という。）第 4 条、第 8 条、第 11 条及び第 12 条の規定による申請等の手續その他の行為

（貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 新子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において第 1 条の規定による改正前の貝塚市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「旧子ども医療費助成条例」という。）の規定により医療費の助成を受けることができる者（施行日以後に大阪府内の他の市町村から貝塚市の区域内に居住地を変更した者であって、施行日の前日において現に当該市町村における旧子ども医療費助成条例の規定に相当する規定により医療証の交付を受けているもの（その居住地を変更した日において当該医療証が引き続いて更新されていない者を除く。）を含む。）が施行日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受ける精神病床への入院に係る給付に関する医療費の助成については、なお従前の例による。

(貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 新ひとり親家庭医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において第2条の規定による改正前の貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(以下「旧ひとり親家庭医療費助成条例」という。)の規定により医療費の助成を受けることができる者(施行日以後に大阪府内の他の市町村から貝塚市の区域内に居住地を変更した者であって、施行日の前日において現に当該市町村における旧ひとり親家庭医療費助成条例の規定に相当する規定により医療証の交付を受けているもの(その居住地を変更した日において当該医療証が引き続いて更新されていない者を除く。))を含む。)が施行日から平成33年3月31日までの間に受ける精神病床への入院に係る給付に関する医療費の助成については、なお従前の例による。

(貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 新障害者医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において現に第3条の規定による改正前の貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(以下「旧障害者医療費助成条例」という。)の規定により医療証の交付を受けている者(施行日以後に大阪府内の他の市町村から貝塚市の区域内に住所を変更した者であって、施行日の前日において現に当該市町村における旧障害者医療費助成条例の規定に相当する規定により医療証の交付を受けているもの(その住所を変更した日において当該医療証が引き続いて更新されていない者を除く。))を含む。)が施行日から平成33年3月31日までの間に受ける精神病床への入院に係る給付に関する医療費の助成については、なお従前の例による。

(貝塚市老人医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第6条 施行日の前日において現に第4条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例(以下「旧老人医療費助成条例」という。)の規定により医療証の交付を受けている者(以下この条において「対象者」という。)が施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、対象者(施行日以後に大阪府内の他の市町村から貝塚市の区域内に住所を変更した者であって、施行日の前日において現に当該市町村における旧老人医療費助成条例の規定に相当する規定により医療証の交付を受けているもの(その住所を変更した日において当該医療証が引き続いて更新されていない者を除く。))を含む。以下同じ。)が施行日から平成33年3月31日までの間に受ける医療に係る医療費の助成については、旧老人医療費助成条例の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日の前日において前項の対象者と認められない者であっても、施行日以後に附則第9条の規定による改正後の旧老人医療費助成条例第2条第4項の規定を適用したとした場合に、同項の規定により助成を行うとされるもの(施行日の前日から引き続いて大阪府内の他の市町村における旧老人医療費助成条例の規定に相当する規定により医療証の交付を受けているものに限る。)については、前項の対象者とみなす。

4 施行日の前日において第2項の対象者と認められる者であっても、施行日以後に附則第9条の規定による改正後の旧老人医療費助成条例第2条第5項の規定を適用した場合に、同項の規定により助成を行わないとされるものについては、第2項の規定は適用しない。

5 対象者が施行日から平成33年3月31日までの間に受ける精神病床への入院に係る給付に関する医

療費の助成については、なお従前の例による。

- 6 対象者が施行日以後に新障害者医療費助成条例又は新ひとり親家庭医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けたときは、第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、医療費の助成は行わない。

(貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 第7条 貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年貝塚市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項を次のように改める。

3 削除	
------	--

別表第1の4の項中「貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に改める。

別表第2の17の項を次のように改める。

17 削除		
-------	--	--

別表第2の18の項中「貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例」に、「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法という知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に、

「

貝塚市老人医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「老人医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

を

「

貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

に改め、

」

」

同表の19の項中

「

老人医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
身体障害者等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

を

「

貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
--

に改め、

」

」

同表の20の項中「身体障害者等医療費助成関係情報」を「重度障害者医療費助成関係情報」に改める。

(貝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号

の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 施行日から平成33年3月31日までの間は、附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧老人医療費助成条例による医療費の助成に関する事務及び情報に係る個人番号の利用範囲については、改正前の別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、別表第1の3の項並びに別表第2の17の項及び18の項中「貝塚市老人医療費の助成に関する条例」とあるのは「福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年貝塚市条例第25号）附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例」と、同表の17の項中「貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「身体障害者等医療費助成関係情報」という。）」とあるのは「貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報」と、同表の18の項中「貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」とあるのは「貝塚市重度障害者の医療費の助成に関する条例」と読み替えるものとする。

（福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧貝塚市老人医療費の助成に関する条例の一部改正）

第9条 福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年貝塚市条例第25号）附則第6条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の貝塚市老人医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」を「福祉医療費助成制度の再構築等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年貝塚市条例第25号。以下「整備条例」という。）第3条の規定による改正前の貝塚市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例」に、「貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」を「整備条例第2条の規定による改正前の貝塚市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」に改め、同条に次の2項を加える。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）（貝塚市の区域外に所在するものに限る。）に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。次項において同じ。）であつて、当該施設に入所した際に貝塚市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、同項の対象者とみなして、この条例による助成を行うものとする。

5 障害者支援施設（貝塚市の区域内に所在するものに限る。）に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者であつて、当該施設に入所した際に貝塚市の区域外に住所を有していたと認められるものについては、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。

第3条第1項中「、療養費」の次に「、訪問看護療養費」を加え、「（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費」を「、家族療養費又は家族訪問看護療養費」に、「及び」を「又は」に改め、同条第2項に次の2号を加える。

（3）対象者が助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) その他市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

第4条第1項ただし書、第2項及び第3項を削る。

第5条中「する者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加える。

第7条中「受けた者」を「受けている者(以下「受給者」という。)」に改める。

第9条中「対象者」を「受給者」に改め、「当該損害賠償額の限度内において」を削る。

第10条第1項及び第2項中「対象者」を「受給者」に改める。

第12条中「受けた者」の次に「又は前条の規定に違反した者」を加え、「又は対象者」を削る。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のために必要があるときは、申請者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第14条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関して受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第15条 市長は、受給者が正当な理由なしに前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。